



埼玉県のマスコット
「コバトン」 & 「さいたまっち」

埼玉県歯科口腔保健推進計画 (第2次)

平成28年度～30年度

彩の国



埼玉県

目 次

第 1 章	計画策定の基本的考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の期間	1
第 2 章	計画の展開	2
1	歯科疾患の予防	4
(1)	現状と課題	4
(2)	目標の設定	4
2	生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	6
(1)	現状と課題	6
(2)	目標の設定	6
3	定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する 歯科口腔保健	7
(1)	現状と課題	7
(2)	目標の設定	7
4	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	8
(1)	現状と課題	8
(2)	目標の設定	8
5	施策の展開	9
第 3 章	計画の推進	10
1	推進体制と役割	10
2	取組	10
	【参考】平成 28 年度以降に評価を行う指標	13
	【資料】埼玉県歯科口腔保健推進委員会設置要綱	14
	【資料】埼玉県歯科口腔保健推進委員会委員名簿	16

【第 1 章 計画策定の基本的考え方】

1 計画策定の趣旨

- ・この計画は、県の総合計画である埼玉県 5 か年計画や埼玉県地域保健医療計画及び埼玉県医療費適正化計画の下位計画に当たります。
- ・この計画は埼玉県健康長寿計画及び埼玉県食育推進計画（第 3 次）と相互に連携するものです。
- ・この計画は、埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例（以下「条例」とする。）に基づき、歯科口腔保健の推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための方針、目標、計画その他基本的事項を定めるものです。
- ・県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする計画です。

2 計画の基本理念 【条例第 2 条（基本理念）】

- ・この計画は、条例に掲げる次の事項を基本理念とします。
 - 生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組と歯科疾患の早期発見、早期治療の促進
 - 乳幼児期から高齢期までの各時期での適切かつ効果的な口腔の健康の確保
 - 関連分野における施策との連携、関係者の協力により、総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進

3 計画の期間

平成 28 年度～平成 30 年度（3 年間）

【第2章 計画の展開】

- ・国は平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」を定め、次の5つの施策を進めていくこととしました。
 - ア 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発
 - イ 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨
 - ウ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策
 - エ 歯科疾患の予防のための措置
 - オ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進
- ・法律を受けて国は平成24年7月に、5つの施策を総合的に実施していくための「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を告示しました。
- ・県の歯科口腔保健推進計画は、国の基本的事項で定められている次の「歯科口腔保健の推進のための基本的な方針」の項目で整理し、展開していきます。
 - ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
 - ② 歯科疾患の予防
 - ③ 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上
 - ④ 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
 - ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
- ・口腔の健康の保持・増進は健康で質の良い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たしています。
- ・県では、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を最終的な目標とし、これを実現するために、上記②から⑤の方向ごとに目標を設定します。
- ・この目標を目指して、条例で定める10の施策を展開していきます。
- ・この計画では、歯科口腔保健の推進の実効性を高めるため、継続的に把握可能な指標を設定します。この指標は毎年度評価検証し、さらに社会情勢の変化などを反映させながら、県民の歯科口腔保健の向上に取り組んでいきます。

埼玉県歯科口腔保健推進計画（第2次）の概要

計画策定の趣旨

- 歯科口腔保健の推進に関する条例（H23.10）に基づく計画

基本理念

- 生涯にわたる歯科疾患予防・早期発見・早期治療
- 乳幼児期～高齢期の口腔の健康の確保
- 関連施策との連携、関係者の協力

計画期間

- 平成28年度から平成30年度まで

計画の指標、具体的な取組

【最終目標】 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

1 歯科疾患の予防

【主な指標】

- 3歳児でむし歯がない者の増加
- 12歳児でむし歯がない者の増加
- 過去1年間に歯科検診を受診した者の増加

《具体的な取組》

- ◆ 歯科検診、保健指導の促進
- ◆ 小学校等での集団フッ化物応用への支援
- ◆ かかりつけ歯科医の普及 など

2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

【主な指標】

- 乳幼児（1～3歳の特定年齢）に対して歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加
- 成人期の歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加

《具体的な取組》

- ◆ かかりつけ歯科医の普及
- ◆ ライフステージごと口腔機能の維持向上に関する情報提供 など

3 定期的に歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

【主な指標】

- 訪問診療実施歯科医療機関数の増加
- 過去1年間に歯科検診を受診した者の増加【再掲】

《具体的な取組》

- ◆ 在宅歯科医療サービスの充実
- ◆ 生活習慣病に関わる歯科関連保健指導の促進 など

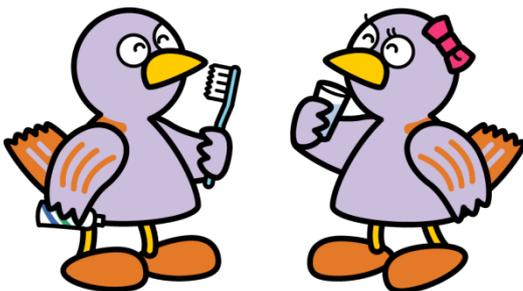
4 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

【主な指標】

- 3歳児でむし歯がない者の割合が80%以上である市町村の増加
- 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市町村の増加

《具体的な取組》

- ◆ 妊産婦、乳児に対する歯科検診、保健指導の充実
- ◆ 市町村歯科口腔保健推進条例の制定に向けた支援 など



©埼玉県2005



©埼玉県2014

1 歯科疾患の予防

(1) 現状と課題

- ・う蝕予防は妊娠期や子育て期からの取組が重要です。
- ・児童・生徒のう蝕保有率は、減少傾向にあるもののいまだに高い値にあります。
- ・20歳以降は、歯の喪失原因である歯周疾患の増加していく時期であり、特に40歳以降の抜歯原因の40～50%が歯周疾患です。
- ・50歳代以降、喪失歯が増加する傾向にあります。

(2) 目標の設定

【歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯科口腔保健を推進するための目標・計画）】

う蝕、歯周病等の歯科疾患の予防は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期、高等学校等を含む学齢期、妊産婦を含む成人期、高齢期に分けて目標を設定します。

【目標】

乳幼児期の健全な歯・口腔の育成

学齢期（高等学校等を含む。）の口腔状態の向上

成人期（妊産婦を含む。）の健全な口腔状態の維持

高齢期の歯の喪失の防止

【施策指標】

《乳幼児期》

○3歳児でのう蝕のない者の割合の増加 母子健康診査及び保健指導に係る実施状況
◆現状値（平成26年）82.9% → ◇目標値（平成30年）86.0%

○フッ化物洗口を実施する保育園・幼稚園数の増加 市町村歯科保健事業実施状況
及び県歯科医師会調べ
◆現状値（平成28年1月）144園 → ◇目標値（平成30年）200園

《学齢期（高等学校等を含む。）》

○12歳児でのう蝕のない者の割合の増加 学校保健統計調査
◆現状値（平成26年）64.8% → ◇目標値（平成30年）67.0%

○フッ化物洗口を実施する小学校・中学校数の増加 市町村歯科保健事業実施状況
及び県歯科医師会調べ
◆現状値（平成28年1月）145校 → ◇目標値（平成30年）600校

《成人期（妊産婦を含む。）》

○過去1年間に歯科検診（健診）を受診した者の割合の増加

県民の健康に関するアンケート

◆現状値（平成26年）49.6% → ◇目標値（平成30年）55.0%

○成人期の歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加 市町村歯科保健事業実施状況

◆現状値（平成26年）22市町 → ◇目標値（平成30年）35市町村

《高齢期》

○80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

国民健康・栄養調査（埼玉県分）

◆現状値（平成25年）39.0% → ◇目標値（平成30年）43.1%

○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加

県民の健康に関するアンケート

◆現状値（平成26年）69.0% → ◇目標値（平成30年）75.5%

2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

(1) 現状と課題

- ・現状では多くの人がかう蝕や歯周疾患に罹患し、50歳代から歯を失う傾向が大きくなっています。
- ・高齢期においては摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすい傾向にあります。
- ・特に高齢者や障害者の口腔内の状態は、歯科受診が困難な場合が多く、一般的に悪化しやすい状況にあります。
- ・なお、生涯を通じた口腔機能の維持・向上を図るためには、乳幼児期からの取組が大切です。

(2) 目標の設定

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上は、ライフステージごとの特性を踏まえ、乳幼児期から学齢期、また、成人期から高齢期に分けて目標を設定します。

【目標】

乳幼児期、学齢期の口腔機能の獲得
成人期、高齢期の口腔機能の維持・向上

【施策指標】

《乳幼児期、学齢期》

○乳幼児（1～3歳の特定年齢）に対して歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加

市町村歯科保健事業実施状況

◆現状値（平成26年）59市町村 → ◇目標値（平成30年）63市町村

《成人期、高齢期》

○成人期の歯科に関わる保健指導を行う市町村の増加【再掲】

市町村歯科保健事業実施状況

◆現状値（平成26年）22市町 → ◇目標値（平成30年）35市町村

○60歳代における咀嚼良好者の割合の増加【再掲】 県民の健康に関するアンケート

◆現状値（平成26年）69.0% → ◇目標値（平成30年）75.5%

3 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する

歯科口腔保健

(1) 現状と課題

- ・高齢者や障害者の口腔内の状態は、歯科受診が困難な場合が多く、一般的に悪化しやすい状況にあります。
- ・成人期以降の歯科検診(健康診査及び健康診断を含む。以下同じ)、保健指導については、なかなか受診が進まない状況にあります。

(2) 目標の設定

定期的に歯科検診、保健指導又は歯科医療を受けることが困難な障害者・要介護高齢者を含めた成人について、定期的に歯科検診や歯科医療を受けやすくするための環境整備に関する目標を設定します。

【目標】

定期的な歯科検診、歯科医療の推進

【施策指標】

○障害者歯科相談医・研修修了歯科衛生士数¹⁾の増加 県・県歯科医師会調べ

◆現状値(平成28年1月) 487人 → ◇目標値(平成30年) 550人

○在宅歯科医療実施登録機関²⁾数の増加 県・県歯科医師会調べ

◆現状値(平成27年9月) 797か所 → ◇目標値(平成30年) 1,000か所

○過去1年間に歯科検診(健診)を受診した者の割合の増加【再掲】

県民の健康に関するアンケート

◆現状値(平成26年) 49.6% → ◇目標値(平成30年) 55.0%

【注】

1) 障害者歯科相談医・研修修了歯科衛生士について(内訳)

障害者歯科相談医 383人

障害者歯科に関する研修修了歯科衛生士 104人 計487人

2) 在宅歯科医療実施登録機関について

県が一般法人埼玉県歯科医師会に委託している「地域在宅歯科医療推進体制整備事業」において、各地域における在宅歯科医療の実施に協力の意思を表明している歯科医療機関。登録機関は県歯科医師会が把握している。

4 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

(1) 現状と課題

- ・妊産婦、成人、高齢者の各世代における歯科検診、保健指導が実施されていない市町村があります。
- ・市町村が歯科口腔保健の推進に関する条例を制定するなどして、歯科口腔保健を推進していく必要があります。

(2) 目標の設定

歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定します。

【目標】

歯科口腔保健の推進体制の整備

【施策指標】

○3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である市町村の増加

母子健康診査及び保健指導に係る実施状況

◆現状値（平成26年）43市町村 → ◇目標値（平成30年）63市町村

○12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である市町村の増加 学校保健統計調査

◆現状値（平成26年）51市町村 → ◇目標値（平成30年）63市町村

○歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市町村の増加 県調べ

◆現状値（平成27年12月）31市町 → ◇目標値（平成30年）42市町村

5 施策の展開

最終的な目標である「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を実現するために、条例第6条に掲げる次の歯科口腔保健の推進に関する施策を展開していきます。

- ① 歯科口腔保健、歯科疾患予防の普及啓発、県民意識の高揚
- ② 定期歯科検診（健診）、保健指導の受診促進
- ③ 障害者、要介護高齢者等の定期歯科検診、歯科医療の受診の機会提供
- ④ 歯科口腔保健に係る調査、研究、成果の活用
- ⑤ 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進、地域間格差・個人間格差の是正
- ⑥ かかりつけの歯科医師の機能の活用による歯の喪失防止と生涯にわたる口腔機能の保持
- ⑦ 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進、歯科医師等による児童虐待の早期発見等の促進
- ⑧ 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進
- ⑨ 歯科口腔保健に関する県民に対する相談及び情報の提供、歯科医師等に対する情報提供・研修実施等の支援体制の整備
- ⑩ その他歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

【第3章 計画の推進】

1 推進体制と役割

- ・ 県、市町村、県歯科医師会、県歯科衛生士会、その他関係機関、関係団体が、連携を図りながら、以下の歯科口腔保健の向上のための取組を実施していきます。
- ・ 埼玉県歯科口腔保健推進委員会において、毎年度現状値を見ながら、本計画の推進・評価を実施します。

2 取組

- ・ それぞれの施策について、「第2章計画の展開 5 施策の展開」に基づき、次のような取組を行っていきます（現行の取組も含む）。

① 歯科口腔保健、歯科疾患予防の普及啓発、県民意識の高揚

- ・ 8020運動の推進
- ・ 「歯と口の健康週間」(6/4-10)の広報
- ・ 「彩歯健康アカデミー」の後援
- ・ 地域間格差是正のための保健指導等の促進

② 定期歯科検診（健診）、保健指導の受診促進

- ・ 特定健診受診促進キャンペーンの中で成人歯科検診受診を呼びかけ
- ・ 事業所歯科検診の促進
- ・ 健康増進法に基づく歯科検診、保健指導の促進
- ・ 特定保健指導における口腔保健指導の促進
- ・ 高齢者の歯科検診、保健指導の促進

③ 障害者、要介護高齢者等の定期歯科検診、歯科医療の受診の機会提供

- ・ 県立施設障害者歯科専門診療所（5か所）における歯科医療・定期検診の実施
- ・ 県歯科医師会口腔保健センターへの運営支援
- ・ 障害者歯科相談医（指定）による地域での歯科相談、定期検診及び歯科医療の実施
- ・ 「在宅歯科医療推進窓口」で在宅歯科医療を希望する県民からの相談への対応
- ・ 障害者歯科相談医制度の機能充実
- ・ 障害者歯科相談医の偏在の解消
- ・ 障害者施設や介護施設での保健指導の充実
- ・ 在宅歯科医療サービスの充実
- ・ 障害者歯科医療実施施設間の協議

④ 歯科口腔保健に係る調査、研究、成果の活用

- ・ 県内歯科保健状況、市町村歯科保健事業取組状況を調査・公表（県ホームページ）

⑤ 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進、地域間格差・個人間格差の是正

- ・ 小児のう蝕予防推進等歯科保健確保に向けた研修の実施
- ・ 小児の健康格差・地域間格差是正のための研修の実施
- ・ 保育所、幼稚園、小学校等での集団フッ化物応用（フッ化物洗口）への技術支援及び運営・実施支援
- ・ 3歳児で定期的にフッ化物歯面塗布を受ける者の増加のための技術支援
- ・ 市町村、障害者施設や介護施設でのフッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯みがき剤及びフッ化物洗口事業の普及促進

⑥ かかりつけの歯科医師の機能の活用による歯の喪失防止と生涯にわたる口腔機能の保持

- ・ 効果的な歯科検診・保健指導プログラム定着化に向けた研修及びモデル事業の実施
- ・ 高齢期の口腔機能の維持向上に向けた研修の実施
- ・ 地域保健（学校保健含む）と歯科医療の一体的提供の充実による、より効果的な歯科疾患の予防・外傷予防施策を通じた歯の喪失防止の促進
- ・ かかりつけ歯科診療所における効果的な保健指導の促進と定期検診体制の充実
- ・ 障害者、要介護高齢者に対する必要な医療提供体制の充実とかかりつけ歯科医をもつことの促進

⑦ 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進、歯科医師等による児童虐待の早期発見等の促進

- ・ 産科診療所等での妊産婦向け歯科保健情報の提供
- ・ 歯科医療機関向け児童虐待対応マニュアルの作成
- ・ 歯科医療機関向け児童虐待対応マニュアルの内容の歯科医師への周知のための説明会の実施
- ・ 妊産婦、乳児に対する歯科検診、保健指導の充実
- ・ 母子健康手帳の活用促進

⑧ 歯科口腔保健の観点からの生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進

- ・ 食育を進めるため歯科医療従事者と栄養士の連携推進研修会の実施
- ・ 医科歯科連携推進会議を通じた歯科と他の医療分野との糖尿病対策の促進
- ・ 「ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合の増加」に向け、歯科の立場からの食生活指導の実施や県民への普及啓発などの取組の推進
- ・ 歯科からの禁煙支援や生活習慣病対策（咀嚼と肥満予防）としての行動変容を促すことを推進するための研修会の実施

- ・「埼玉県におけるがん患者診療に関わる医科歯科連携マニュアル」の作成及び周知
- ・医科歯科医療連携に取り組む歯科診療所の拡大
- ・生活習慣病に関わる歯科関連保健指導の促進

⑨ 歯科口腔保健に関する県民に対する相談及び情報の提供、歯科医師等に対する情報提供・研修実施等の支援体制の整備

- ・「在宅歯科医療推進窓口」で在宅歯科医療を希望する県民からの相談への対応
- ・地域歯科保健活動に従事する人材確保のため、歯科衛生士対象研修会の実施
- ・その他、歯科医療関係者及び関係職種向けの研修会の実施・情報提供
- ・市町村（保健センター）と県歯科医師会との連携（強化）

⑩ その他歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・医科歯科連携推進会議を通じた歯科と他の医療分野との連携の促進
- ・市町村歯科専門職等（関係職種を含む）との連携

【参考】平成 28 年度以降に評価を行う指標

以下の疾病に係る指標については、歯科疾患実態調査が平成 28 年度に実施されることから、同調査の結果が公表される平成 28 年度以降を目途に評価します。

《中期的に参考とする指標》

○中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の減少

歯科疾患実態調査【H17、23】

◆現状値（平成 23 年） [国・25.7%] →◇目標値（平成 30 年）22.3%

○40 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少

歯科疾患実態調査【H17、23】

◆現状値（平成 23 年） [国・28.0%] →◇目標値（平成 30 年）26.2%

○60 歳代における進行した歯周炎を有する者の減少

歯科疾患実態調査【H17、23】

◆現状値（平成 23 年） [国・51.6%] →◇目標値（平成 30 年）47.6%

埼玉県歯科口腔保健推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県の歯科口腔保健医療のあり方等について提言を行うとともに、県の実施する歯科口腔保健事業の円滑な推進に資するため、その評価等についての協議を行うことを目的として歯科口腔保健推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体、行政機関のうちから保健医療部長が選任する。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の中から互選する。
- 4 委員長は委員会を総括する。
- 5 議事進行は委員長が行う。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けるときは、副委員長がその職務を代行することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、初年度については委嘱された日からとし、最終年度の6月30日をもって任期を満了する。

県及び関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 委員会は、県内の歯科口腔保健医療状況を把握分析し、以下の事項に関する協議を行い、意見をとりまとめて保健医療部長に報告する。

- 一 地域歯科口腔保健医療のあり方
- 二 歯科口腔保健推進計画の策定及び進行管理
- 三 歯科口腔保健事業の評価等

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(「小委員会」の設置)

第6条 委員会において、専門的事項等の検討のため、小委員会その他の機関（以下「小委員会」

という。)の設置の必要を認める場合は、委員の総意によりこれを設置することができる。

2 小委員会の構成委員は、委員会の委員の中から委員長が任命する。ただし、検討内容により必要のあるときは、委員長が関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。また、委員以外に小委員会委員を委嘱することができる。

3 小委員会委員の任期は第3条に準じる。

4 小委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会及び小委員会の事務局は保健医療部健康長寿課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3年11月25日から施行する。

平成 6年 4月 1日 一部改正

平成 8年 8月30日 一部改正

平成10年10月28日 一部改正

平成12年 5月30日 一部改正

平成13年 6月11日 一部改正

平成17年 4月 1日 一部改正

平成22年 7月 6日 一部改正

平成24年 5月24日 一部改正

平成26年 3月 3日 一部改正

平成26年 7月 1日 一部改正

埼玉県歯科口腔保健推進委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	団体名・職名		備 考
1	安藤 雄一	国立保健医療科学院	統括研究官	学識経験者
2	尾崎 哲則	日本大学	教 授	学識経験者
3	落合 美穂	埼玉県歯科衛生士会	専務理事	関係団体 歯科医療機関
4	加藤 仁資	埼玉県社会福祉事業団 そうか光生園	医 幹	障害者歯科 医療機関
5	齋藤 秀子	埼玉県歯科医師会	常務理事 学校歯科部長	関係団体 歯科医療機関
6	櫻井 道子	埼玉県食生活改善推進員団体連 絡協議会	会 長	関係団体 歯科受療者代表
7	申 基喆	明海大学	教 授	学識経験者
8	新藤 健	埼玉県医師会	常任理事	関係団体 医療機関
9	杉原 直樹	東京歯科大学	教 授	学識経験者
10	野島 信英	埼玉県国民健康保険団体連合会	保健課長	関係団体 歯科受療者代表
11	深井 稷博	埼玉県歯科医師会	常務理事 地域保健担当	関係団体 歯科医療機関
12	三木 昭代	埼玉県歯科医師会	理 事 地域保健部長	関係団体 歯科医療機関
13	吉田 隆	埼玉県立大学	教 授	学識経験者

埼玉県歯科口腔保健推進計画（第2次）

平成28年3月

埼玉県保健医療部健康長寿課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3575（ダイヤルイン）

FAX 048-830-4804

